

車検証の電子化により

群馬県自動車税事務所

課税第二係

電話：027-263-4343

FAX：027-261-5931

税申告と環境性能割税額照会が変わります！

電子車検証でこう変わる

- ・券面の記載は最小限となり、自動車検査証情報はICタグ内に記録されます。
- ・ICタグ内の情報は汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照することになります（車検証閲覧アプリの導入が必要です）。
- ・当面の間、運輸支局では電子車検証の発行に併せて「自動車検査証記録事項」が発行されます。
- ・電子車検証の詳細は、国土交通省の特設サイトをご覧ください。

(<https://www.denshishakensho-potal.mlit.go.jp>)



- ・電子車検証の券面には、税審査に必要な「所有者の氏名又は名称」や「燃費基準」などが記載されないため、申告窓口でICタグ内の情報を確認する必要があります。
- ・環境性能割の税額照会（電話またはFAX）でもICタグ内の情報が必要になります。

ご理解・ご協力をお願いします

環境性能割の電話照会

- ・車検証閲覧アプリを利用してICタグ内の自動車検査証情報をお手元に準備してから、お電話ください。
- ・「従来の車検証」や「自動車検査証記録事項」は、そのまま電話照会可能です。

環境性能割のFAX照会

- ・車検証閲覧アプリから車検証情報のPDFファイルを出力・印刷したものをFAXしてください。（電子車検証のFAXでは税額計算できません）
- ・「従来の車検証」や「自動車検査証記録事項」は、FAX照会可能です。

税申告時

- ・新しいナンバーが発行される登録（運輸支局での登録が先）の場合は、電子車検証に併せて発行される「自動車検査証記録事項」も税申告時にご提示ください。
- ・ナンバーが変わらない登録（税申告が先）の場合は、窓口で電子車検証をICカードリーダーで読み取って内容を確認します。

ご注意

- ・新しい車検証で燃費基準が変更された場合など、事前照会による算出税額と、税申告（税審査）時の税額が異なることもあります。あらかじめご承知おきください。